

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和6年3月13日(水)

開会 午前 9時00分

閉会 午前11時21分

出席者 委 員 副委員長 市 村 隆

小 平 啓 佑 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

議 長 中 島 克 訓

傍 聴 者 小太刀 孝 之 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之

大 浦 兼 政 針 谷 育 造 内 海 まさかず

小久保 かおる 松 本 喜 一 梅 澤 米 満

天 谷 浩 明 広 瀬 義 明 氏 家 晃

福 富 善 明 福 田 裕 司 白 石 幹 男

関 口 孫一郎

欠席者 委 員 坂 東 一 敏

事務局職員 事 務 局 長 白 井 一 之

議 事 課 長 森 下 義 浩

主 査 村 上 憲 之

主 事 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本	真 一
都 市 建 設 部 技 監	深 津	悟
上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正 明
道 路 河 川 整 備 課 長	増 山	輝 之
道路河川整備課治水対策室長	後 藤	春 美
道 路 河 川 維 持 課 長	阿 部	幸 治
都 市 計 画 課 長	芳 野	英 明
市 街 地 整 備 課 長	大 塚	和 美
公 園 緑 地 課 長	瀬 下	敏 行
建 築 住 宅 課 長	田 村	浩 一
建 築 指 導 課 長	大 橋	渉
上 下 水 道 総 務 課 長	中 山	幸 夫

令和6年第1回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和6年3月13日 午前9時開議 全員協議会室

- | | | |
|------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第40号 | 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第41号 | 栃木市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第44号 | 財産の取得について（東郷堀川調節池整備事業用地） |
| 日程第4 | 議案第52号 | 栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第11号 | 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分） |
| 日程第6 | 議案第17号 | 令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第18号 | 令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第19号 | 令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第49号 | 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第10号）（所管関係部分） |

◎開会及び開議の宣告

○副委員長（市村 隆君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○副委員長（市村 隆君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○副委員長（市村 隆君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第40号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第40号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は89ページ、議案説明書はその2の8ページでございます。

初めに、議案説明書（その2）の8ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。道路法施行令の一部改正による国の道路占用料の改定に準じ本市の道路占用料を改定するため、並びに道路法及び同法施行令の一部改正に伴い、自動運行補助施設等に係る道路占用料の額を定めるに当たり、所要の改正を行う必要があるため、栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要であります。令和3年度の固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動を踏まえ、国の道路占用料が令和5年4月1日から改定されております。本市におきましても、国の改定に準じまして、道路占用料の額を改めるというものであります。

また、国及び県におきまして、占用の対象施設に自動運行補助施設及び洪水等からの一時避難施

設が追加されたことに伴い、本市も同様に追加し、占用料を定めるというものであります。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、10ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表でありまして、19ページまでとなります。別表の現行と改正案でありまして、アンダーラインの箇所が改正箇所であります。これは、国の道路占用料の改定に準じた道路占用料の改正でありまして、占用料の額は道路法施行令に定められている国の額と同様であります。

また、占用施設の追加につきましては、13ページの中段、法第32条第1項第3号に掲げる施設としまして自動運行補助施設、17ページ、上から3段目にあります政令第7条第3号に掲げる施設としまして、洪水等からの一時避難施設を追加し、占用料を定めるものであります。

次に、議案書の89ページをお開きください。議案第40号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものであります。

90ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でありまして、栃木市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するというものであります。

改正内容につきましては、別表中の道路占用料の額の改正及び対象施設の追加でありまして、先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、97ページをお開きください。附則であります。施行期日としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） ただいまの説明の中で、国が決めてやるということなのですが、この国が決めてやるということは、地方の固定というか、資産というか、価値観が違うので、その辺は統一というよりは値段はばらばらなのですか。

○副委員長（市村 隆君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 実は固定資産税の評価額を基にしまして、国のほうで占用料の改定を行っております。基本的には道路法に基づく占用料の改定という形になっておりますので、金額的には全国統一という形のものを採用させていただいております。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） これはあくまでも、今、これちょっと読みながら、この道路占用というか、個人的に市の青地、赤地を借りて進入しているというものは含まれないということでもいいのですか。

○副委員長（市村 隆君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 委員のおっしゃっているとおりでございます、青地、赤地に
つきましては道路法に基づく区域の中のものではありませんので、あくまでも道路法に基づいた、
市道に認定されている道路の中に占用物件として置いてありますものの料金でございます。

○副委員長（市村 隆君） ほかにありますか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。

議案説明書の17ページのところの政令第7条云々ということで、洪水のときの避難所について、
避難所が該当するという説明だったかと思いますが、これは具体的に、例えば栃木市でこの避難所
に当たるところがあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○副委員長（市村 隆君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 栃木市内におきましては、現在ありません。ただ、もともと高
波における、津波における避難施設ということで、以前より国のほうでは制定されてあったもので
すが、今回、河川等の洪水に伴ってのものも含めてというふうな形で改正になりましたので、当市
においては河川の洪水に伴うものということで今回追加をさせていただいているものでございま
す。

○副委員長（市村 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第40号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第2、議案第41号 栃木市下水道条例等の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第41号 栃木市下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は98ページから103ページ、議案説明書はその2の20ページから35ページでございます。

初めに、議案書98ページを御覧ください。制定文でございます。栃木市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について、栃木市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

内容につきましては、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書（その2）の20ページをお開きください。提案理由でございます。上下水道料金を改定するに当たり、また水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市下水道条例等の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要についてですが、栃木市下水道条例、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例、栃木市水道事業給水条例という3つの条例の一部を改正する一括条例でございます。

初めに、栃木市下水道条例の一部改正につきましては、1、使用料を改めること。2、特別な場合における使用料の算定に係る規定を改めることです。

次に、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正につきましては、1、使用者の人数変更の届出に係る規定を改めること。2、使用料を改めること。3、汚水量の認定に係る規定を改めることです。

次に、栃木市水道事業給水条例の一部改正につきましては、1、引用省令を改めること、2、料金を改めること、3、使用水量の計量及び料金の算定に係る規定を改めること、4、特別な場合における料金の算定に係る規定を改めること、5、口座振替の方法により納付する料金の特例に係る規定を削ることでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、22ページ以降を御覧ください。初めに、栃木市下水道条例でございます。第18条、使用料につきまして、第2項ですが、基本料金に含まれていた基本水量をなくして、基本料金プラス使った分だけの使用料がかかるという体系に変更するため、現行の超過料金という表記を従量料金という表記に改めるものでございます。

また、使用料のご請求を2か月に1度としているため、おのおの月の使用水量については2か月の使用水量を2で割った水量を各月の使用水量とみなすとしたものです。

第22条の特別な場合における使用料の算定についてですが、こちら第1項におきまして、使用期間が2か月にわたらない場合の基本料金についての算定方法を改めたものでございます。

第2項については、現行の「変更があった場合」を「変更があった場合の使用料」に語句を改めるものです。

別表は、第18条関係の使用料を具体的な金額を示した表で、基本料金から基本水量である汚水量の欄を削除し、一般用の基本料金を1,200円に、10立方までの従量料金を20円に、10立方を超え100立方までを140円に、100立方を超えるものにつきましては190円に改めるものでございます。

公衆浴場用の区分につきましては、現行使用料より10%値上げとし、基本料金を1万1,000円に、従量料金の200立方までを無料に、200立方を超えるものを55円にと改めるものでございます。

続きまして、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例でございます。第9条第1項第3号におきまして、変更があった場合の届出について、現行の「使用者の人数」を「使用する水又は世帯を構成する人員（水道水のみを使用している場合にあっては、世帯を構成する人員を除く。）」に改めるものです。

第10条、使用料についてですが、第2項において、使用料及び算定については、公共下水道の使用料と同一とするために、下水道条例を準用するというものに改めるものでございます。

また、それに伴いまして、農業集落排水処理施設の設置等に関する条例において、使用料を独自で定めておりました第3項と第4項を削除いたします。

第11条、汚水量の認定でございますが、こちらにつきましても、下水道条例の規定を準用するというものでございます。また、それに伴い、第2項と第3項を削除するというものでございます。

第10条関係の別表につきましても削除いたします。

続きまして、栃木市水道事業給水条例に関してでございますが、第3条、定義ですけれども、こちらは、令和6年度より水道事業の所管省庁が厚生労働省から国土交通省に替わるため、引用省令を改正するものでございます。

次のページの第24条、料金でございますが、こちらにつきましても、下水道使用料同様、基本水量をなくし、使った分の料金を基本料金とは別に定め、超過料金という語句を従量料金に改めるものでございます。

第26条の使用水量の計量及び料金の算定でございますが、第1項として、いつ検針したものを何月分とするのかを規定した改定となります。例えば3月に検針した料金は2月分と3月分とするというものでございます。

第2項として、下水道条例でご説明したものと同様、2か月分の水量を各月均等とみなすと規定した条文の追加でございます。

第28条の特別な場合における基本料金の算定でございますが、こちらも下水道条例でご説明したものと同様、利用が2か月に満たない場合の基本料金について、使った日数での料金を定めた条文でございます。

30ページが一番下、第29条の口座振替の方法により納付する料金の特例でございます。こちらに

つきましては、口座振替により料金を納入した場合には、1回につき50円減額するというものでございましたが、この条項を廃止するというものでございます。理由といたしましては、口座振替のデータ伝送の方法が変更になったために、納付書払いとの経費の差額が縮まったためでございます。

この現行第29条を廃止するため、現行第30条以降につきまして、改正後は1条繰り上がることになります。それにつきましてのご説明は、以降、省略させていただきます。

第34条、給水装置の基準違反に対する措置、第2項関係ですが、こちらにつきましても引用省令を厚生労働省令から国土交通省令に改めるものでございます。

以降、第41条までは条番号の繰り上がりによる改定なので、説明を省略いたします。

34ページを御覧ください。中段の別表でございますが、具体的な料金を定めた別表でございます。口径ごとの基本料金について、13ミリを950円に、20ミリを1,200円に、25ミリを1,500円に、30ミリを3,000円に、40ミリを5,000円に、50ミリを9,000円に、75ミリを2万円に、100ミリを3万6,000円にそれぞれ改定し、超過料金を従量料金と改め、区分ごとの1立方当たりの料金を10立方まで35円、10立方を超え35立方までを110円、35立方を超え100立方までを130円、100立方を超え1,000立方までを160円、1,000立方を超えるものについては180円と改定するものでございます。

続きまして、議案書の103ページを御覧ください。附則についてでございますが、1、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

2、3、4の経過措置につきましては、条例の施行日以降、使用した公共下水道、農業集落排水、水道についての使用料、料金について適用し、施行の日をまたがるものについては従前の料金、使用料とするというものでございます。具体的には、継続して使っている方につきましては、7月または8月のご請求分から新料金となるというものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この特別な場合における使用料の算定に係る規定を定めることと書いてあるのですが、少し聞きたいのは、事故の場合、大きなプールとか何かやっている人がバルブを間違えてウン百万円の請求というときには、この栃木市のほうでは、そういうときのものの文言というのはないのですか。

○副委員長（市村 隆君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） それにつきましては、基本的には排水管なんかを壊してしまった場合につきましては、実費のほうをご請求しております。また、給水管につきましては、自己の所有物ですので、自己で直していただくということですが、メーターより道路側のものにつきましては、便宜上、こちらで直すことになっておりますので、その場合は、誤って壊してしまった場合

には実費分のご請求というふうになります。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 過去に大きなプールを経営している人が、バルブを間違っ、ウン百万円というお金が出てしまって、それを相談に行ったときには、市のほうでは、実を言うと、分割でどうかお願いしたいということで、減額は認めてもらえなかったのですが、各市町村をちょっと調べたら、その辺の対応というのがあったものですから、その辺の少し確認をしたかったというのが今回の質問で、その辺の考えというのはあるか、ないか、もう一度。

○副委員長（市村 隆君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 漏水減免という制度はございます。こちらにつきましては、善良な管理を行ってもなお発見が難しい場合については半額減免するという制度でございます。それは地下漏水とか壁の中とかは漏水減免があるのですが、間違っ、利用者の方の不適切な行為によって壊したものについての減免というのは規定しておりません。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 説明は分かりました。目視で見て分からないものの減免措置はあるけれども、操作間違いは認めないということ。ただ、職員が責任を取って大変なことになったということは事実で、それは報告しておきます。

○副委員長（市村 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第41号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第3、議案第44号 財産の取得について（東郷堀川調節池整備事業用地）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第44号 財産の取得につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

初めに、議案説明書（その2）で説明させていただきますので、恐れ入りますが、38ページをお開きください。議案第44号 財産の取得についてであります。提案理由であります、東郷堀川調節池整備事業用地といたしまして、栃木市片柳町3丁目地内の土地を片柳町4丁目居住者ほか3名より取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参考条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、39ページの不動産の調書といたしまして、所在地、栃木市片柳町3丁目字漆田、地目は田ほか4地目、筆数は23筆、地積は1万3,178.12平方メートルであります。

次に、40ページが位置図となっております。

財産の取得についてであります、次により財産の取得をすることについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

1、財産の表示につきましては、種別は土地、地目は田ほか4地目、面積は1万3,178.12平方メートル、所在は栃木市片柳町3丁目字漆田357番2ほか22筆でございます。

2、契約の方法につきましては、随意契約による買入れであります。

3、取得予定価格につきましては、4,242万6,883円であります。

4、取得の相手方につきましては、栃木市片柳町4丁目居住者ほか3名であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第44号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第4、議案第52号 栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第52号 栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。追加議案書及び追加議案説明書の議案書は26ページ、議案説明書は29ページでございます。

初めに、議案説明書の29ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、公園施設の設置許可及び公園内の行為の許可に係る使用料を見直すに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。1、公園施設を設ける場合の許可に係る使用料を改めること。第11条及び別表第2関係。

2、公園内の行為の許可に係る行為の種類及び使用料を改めること。別表第3関係であります。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、30、31ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、改正案であります31ページを御覧ください。条文の規定の整理を行うため、第11条第1項中の「この場合において」の次に「同表第2号の場合及び同表第3号の場合にあつては」を加え、「同表」を「同表第2号又は第3号の規定」に改めるというものでございます。

次に、別表第2第1号中、使用料を「栃木市行政財産使用料条例第2条及び別表の規定により算定した額」に改め、次の別表第3中、行為の種類に「業として行う写真の撮影」及び「業として行う映画の撮影」を加え、使用料を下線で記載された金額に改めるというものでございます。

続きまして、議案書の26ページをお開きください。こちらは栃木市公園条例の一部を改正する条

例を次のように制定するものとするというものであります。

続きまして、27、28ページを御覧ください。こちらは、栃木市公園条例の一部を改正する条例の条文になりますが、改正内容につきましては、先ほど議案説明書の新旧対照表の内容でご説明をさせていただいておりますことから、省略させていただきます。

28ページをお開きください。最後に附則であります、1、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の栃木市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。

これは各公園によって、1平方メートルにつき月額40円だったものが、改正後はどういうことになるわけですか。公園設置の場合のみのあれですね。だから、どういうことになるのでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） ただいまの委員の質問につきましては、使用料のほうの40円という数字のことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○公園緑地課長（瀬下敏行君） こちらの40円、今回の条例におきましては、この月額1平方メートル40円というものを、今後、栃木市行政財産使用料条例の規定で算出した額に定めるというものでございます。40円は条例改定前の数字でございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、改正後は、この下に書いてある行政財産使用料云々の規定によって算出した額というのは、ここの場合の数字は出せませんが、どんなふうになるのでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 行政財産使用料条例ですので、今後は評価額に対して、営利を目的とする場合と非営利目的の場合で、掛け率100分の4と100分の5と変わりますが、それを掛けた金額になります。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 公園施設の許可に係る使用料については分かりました。

それで、実は行為許可に係る使用料ということなので、具体的に1日幾らとかってありますが、興行を行うときというのは、例えばイベントなんかのときのキッチンカーだとか、そういうものは興行というものになるのでしょうか。そうではないんでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 興行といいますのは、どちらかというと大きな面積を使って行うものですので、キッチンカーの類いは、ここでいいますと一番上の行商等に当たります。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、1平方メートルにつき日額になっていまして、平方メートル単位になっていまして、1日幾らという決めではないと。そうしますと、例えばキッチンカーであれば、そのところに並ぶ人とかもあれば、1坪ぐらいだから3.3だとかという計算になるわけでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 議員のおっしゃるとおり、キッチンカーの大きさによって面積は変わります。その面積に応じてこの単価を掛けて算出した額となります。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、これからは協働のまちづくりということで、いろんな民間がそういった、マルシェだとかそういうものを行うような機会が今までよりもずっと、今も多くなっていますが、その場合は、例えば実行委員会みたいなところで借りる面積を一括して借りて、それを今度下へ下ろすのは、その実行委員の割当てで、そこへ借りていくということなのですか。そうではなくて、個々の申請者がというか、例えば私は商工会で出したいです、私は民生委員会のボランティアとして出したいですとかといった場合に、使う申請分というのはどういうふうに、これに当てはめる。今までになかったからあれですけれども、今度どういうことになっていくのかなというふうに思うのですけれども。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） マルシェみたいな形ですと、キッチンカーや屋台などということで、ある程度の面積を使用してやるという形になろうかと思えますけれども、その場合、申請につきましては一括して代表の方が出していただいても結構なのですが、使用料につきましては、おのあの屋台の面積であったり、キッチンカーの面積であったりで算出した額で徴収させていただいております。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。

安城市というところへ行きましたときに、簡単に言いますと、公園が隣接していまして、そこで非常に協働のイベントということをやるといった仕組みになっていまして、それが活性化のもとにな

っています。そのときに、1区画1,100円、1,000円だっけ、額はいずれにしても、非常に安い単価で、1区画幾らみたいな形にしてあるので、今回こういう条例で始まりましたけれども、なかなか使い勝手が悪いのかなという感じもするのですけれども、ある程度、何平米以下の場合には1区画幾らみたいな形で決めていったほうが、出るほうは、1回500円かかるみたいな、あるいはそれを主催する団体で総括して、そこで何平米借り切ることになりますから、それ以下の料金については、主催団体者のほうに預けた形で、その中で、皆さん、出店料500円ですよとか、ここは1,000円ですよとかというのは感知しないとか、その辺、これではあくまでも平米で、こういう条例で決まったのだから、それを通してみるということも必要でしょう。やってみるというのは必要でしょうけれども、例えば道の駅では出店料500円だとかというみたいな形でやってきた。西方なんかでやる場合、恐らく1日幾らだったかなというふうな感じがしているのですけれども、こういうふうにするとなかなか、非常に手間もかかるし、人一人張りつけるような感じにもなりはしないかという危惧もあるのですけれども、その辺、どんなふうにお考えですか。まとめて主催者が払うという形にすれば簡単。それは先の話ですけれども、今回こういった形になって、具体的にどういうふう処理していくような……。

そうすると、例えばJ Aまつりでやりますけれども、ああいうときに出店する場合なんかはどういうふうになりますか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今回、平米3,000円ですか、料金設定させていただいておりますけれども、今回条例を改正するに当たりまして、県内各市町の状況も全て確認させてもらっております。そうしたところ、周りの市町の条例におきまして、行商というキッチンカーの類い、そちらについてはほとんどが1平方メートル当たり日額という算定の仕方をしております。大きい広場を幾つものそういったもので使用する場合、確かに私どもの手間は多少かかるところでありますが、申請が一つというか、代表の方がその面積等というか、出すものを指示していただければ、うちのほうでまとめて一括して、その面積を算出した上でまとめての納付でも問題ないかと思っております。

○副委員長（市村 隆君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今回の改正に関しましては、サッカースタジアムのことがきっかけで料金を改めて見直したということの説明をいただいて承知しております。今回の条例を改正することによって、様々本市の中でこの料金が変わってくところがあると思います。例えば安くなるところもあるし、高くなるところもあると思います。それは個々に名前はいいののですけれども、安くなるところは物件ぐらいあって、高くなってしまふところはあるのか。その辺の改正に伴っての料金の差異というか、そこを教えていただければと思います。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今回の使用料の改正に伴いまして、使用料が上がるところにつきましては1件、下がるところにつきましては5件になります。

○副委員長（市村 隆君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） ありがとうございます。

では、1件の上がるところというのは、大体どのくらい上がるのか、教えてください。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 約9,000円ほどです。

○副委員長（市村 隆君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） そうしたら、下がる5件について教えてください。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） まず、1件につきましては、ご存じのとおりサッカースタジアムでございまして、残り4件につきましては、現在の価格のおよそ半分の金額となります。

すみませんでした。4件につきましては、下がる場所ですけれども、7万6,000円、9万5,000円、8万円、6万2,000円となります。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第52号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第11号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第5、議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君）　ただいまご上程をいただきました議案第11号　令和５年度栃木市一般会計補正予算（第９号）のうち、所管関係部分についてご説明いたします。

まず初めに、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の64、65ページをお開きください。２款１項５目財産管理費は、補正額10億3,905万1,000円の増額のうち、所管関係部分は100万円の減額であります。説明欄の一番下、市有建築物定期点検業務委託費につきましては、定期点検業務委託の入札により不用額が生じました委託料を減額するものであります。

ページ飛びまして、78、79ページをお開きください。４款１項３目環境衛生費は補正額3,856万7,000円の減額ですが、所管関係部分は6,700万円の減額であります。説明欄の水道事業会計補助金につきましては、浄水場や配水施設等の電気料金が当初見込みより減額となったため、電気料金高騰支援補助金を減額するものであります。

ページ飛びまして、86、87ページをお開きください。８款１項１目土木総務費は、補正額400万円の減額であります。説明欄の急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、岩舟町小野寺地内において県が実施する急傾斜地崩壊対策工事に対する地元自治体の負担金であり、今年度の事業費が確定し不用額が見込まれるため、負担金を減額するものであります。

次に、２目建築指導費は、補正額2,690万円の減額であります。説明欄の狭あい道路整備補助金につきましては、狭隘道路の分筆及び工作物撤去費用の補助申請件数が当初の見込みを下回るため減額するものであります。

次の木造住宅耐震化促進事業費につきましては、民間木造住宅の耐震建て替え及び耐震改修の補助申請件数が当初の見込みを下回るため減額するものであります。

次のページ、88、89ページをお開きください。２項１目道路橋りょう総務費は、補正額130万円の減額であります。説明欄の会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた会計年度任用職員の雇用が今後も予定がないため減額するものであります。

次の道路台帳整備委託事業費につきましては、台帳の補正作業を要する路線が想定より少なくなったことにより不用額が生じました委託料を減額するものであります。

次に、３目道路新設改良費は、補正額2,202万3,000円の増額ですが、所管関係部分は2,900万円の増額であります。説明欄の市道61095号線道路改良事業費（岩舟三谷）につきましては、斎場整備室予算であり、所管替えのものになりますが、斎場の進入路等舗装工事費に不用額が生じたため減額するものであります。

次の今泉川線道路整備事業費（栃木今泉町１・２丁目・日ノ出町）につきましては、国の第１次補正予算を活用しまして、令和６年度に予定の用地取得の執行を１件前倒しするに当たり、物件

移転補償金の不足額を増額するものであります。

次に、4目橋りょう維持費は補正額2,637万円の減額であります。説明欄の市道各号線橋りょう維持補修事業費につきましては、藤岡町大前地内、市道1073号線東十三橋において、事前調査の際、関係機関との調整がつかず工事実施ができなかったため、工事請負費を減額するものであります。

次の橋梁長寿命化修繕事業費につきましては、岩舟町古江地内市道1044号線樋ノ口橋橋梁補修設計業務及び星野町地内市道14019号線牛落橋改修工事の入札により不用額が生じた委託料及び工事請負費を減額するものであります。

次のページ、90、91ページをお開きください。3項1目河川総務費は、補正額はありませんが、財源内訳を変更するものであります。

次に、2目河川改良費は補正額6,100万円の減額であります。説明欄の主要地方道桐生岩舟線地域排水整備事業費（岩舟静）につきましては、岩舟町静地内において、県が実施する道路改良事業での道路排水と併せた地域排水対策に対する負担金であり、本年度分の工事が完了し、事業費に不用が生じたため負担金を減額するものであります。

次の雨水・浸水対策事業費につきましては、平井町において調節池を整備するため、事業用地の所有者である県と協議をしたところ、県条例に基づき、土地の価格を3割減じて取得することとなったため、公有財産購入費を減額するものであります。

次のページ、92、93ページをお開きください。4項1目都市計画総務費は、補正額165万7,000円の減額であります。説明欄の開発指導事業費につきましては、都市計画法第34条第11号、指定区域更新業務委託料について、当初見込んでいた区域の見直しが軽微な修正のみであったため、不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次に、2目土地区画整理費は、補正額388万1,000円の減額であります。説明欄の平川産業団地特別会計繰出金につきましては、主に職員人件費の減額により繰出金を減額するものであります。

次に、3目下水道費は、補正額150万円の減額であります。説明欄の下水道事業会計補助金につきましては、処理場施設やマンホールポンプ等の電気料金が当初見込みより減額となったため、電気料金高騰支援補助金を減額するものであります。

次に、4目公園費は、補正額2,466万6,000円の減額であります。説明欄のつがの里管理運営費につきましては、支出予定額を精査した結果、不用と見込まれる光熱水費を減額するものであります。

次の都市公園等管理費につきましても、同様の理由により光熱水費を減額するものであります。

次の栃木総合運動公園施設整備事業費につきましては、主に栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事の入札により生じた不用額を減額するものであります。

次の大平運動公園管理費につきましては、支出予定額を精査した結果、不要と見込まれる光熱水費を減額するものであります。

次の西方総合公園管理費につきましても、同様の理由により光熱水費を減額するものであります。

次の公園施設整備事業費につきましては、丸沼・長瀬公園人道橋改修工事の入札により生じた不用額を減額するものであります。

次の公園施設夜間照明改修事業費につきましては、大平運動公園庭球場夜間照明設備改修設計業務委託及び栃木市総合運動公園庭球場夜間照明設備改修工事の入札により生じた不用額を減額するものであります。

次のページ、94、95ページをお開きください。5項1目住宅管理費は、補正額3,934万7,000円の減額であります。説明欄の市営住宅リフレッシュ事業費につきましては、改修工事請負の入札により不用額が生じた工事請負費を減額するものであります。

次の市営住宅解体事業費につきましては、川原田東市営住宅廃止に伴う移転補償対象者が少なくなったことによる移転補償金の減額、移転先市営住宅の風呂設置修繕が不要となったことによる維持補修費の減額及び解体設計業務委託の入札により不用額が生じた設計業務委託料を減額するものであります。

歳出につきましては以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 続きまして、歳入についてご説明いたします。

ページ戻りまして、50、51ページをお開きください。一番下の15款2項4目1節道路橋りょう費補助金の補正額は1,450万円の増額であります。説明欄の社会資本整備総合交付金（拠点間の連携・交流を支えるとちぎの道づくり）につきましては、国の第1次補正予算によります交付決定額に合わせて増額をするものです。

次のページ、52、53ページをお開きください。同じく4目3節住宅費補助金の補正額は2,640万2,000円の減額であり、説明欄の社会資本整備総合交付金（市営住宅リフレッシュ事業）、防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）及び社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）につきましては、交付決定額に合わせて減額をするものです。

次のページ、54、55ページをお開きください。16款2項4目2節林業費補助金の補正額は130万円の減額であり、説明欄のとちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金につきましては、補助金の交付決定額に合わせて減額するものです。

次に、6目3節住宅費補助金の補正額は500万円の減額であり、説明欄の民間住宅耐震改修等助成事業補助金につきましては、補助金の交付決定額に合わせて減額するものです。

次のページ、56、57ページをお開きください。17款2項1目1節土地売払収入の補正額1億1,694万4,000円の増額のうち、所管関係部分は1,157万6,000円の増額であり、説明欄の市有土地売払収入（道路河川整備課）につきましては、今泉泉川線道路整備事業における用地の協力者へ代替地として市有地を提供するため増額するものです。

歳入は以上でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明をいたします。ページ、戻りまして8ページをお開きください。6行目の8款1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、県発注の急傾斜地崩壊対策工事等において関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内に完了が見込めないことから、市の負担金を繰り越すものです。

次の木造住宅耐震化促進事業につきましては、補助対象者の民間木造住宅耐震建て替え工事について、年度内の完了が見込めないことから、補助金を繰り越すものでございます。

次の2項道路橋りょう費、市道各号線道路維持補修事業につきましては、高谷町地内市道2074号線擁壁修繕工事において、隣接関係者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものです。

次の市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木市大宮町）につきましては、排水流末整備工事において入札の不調により標準工期が不足し、年度内に完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものであり、また電柱移設に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから物件移転等補償金を繰り越すものです。

次の市道各号線通学路歩道整備事業につきましては、用地測量及び物件調査等の業務委託において、関係者との調整に期間を要したことにより業務の着手に遅れが生じ、年度内の完了が見込めないことから委託料を繰り越すものです。

次の市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）につきましては、交差点改良工事において、交差点内の電柱移設に期間を要したことにより、年度内の完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものです。

次の今泉泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、東武日光線を横断する跨線橋の橋台築造に伴う仮設道路工事において、関係機関との調整に期間を要したことから、工事請負費を繰り越すものであり、また用地取得においては、建物等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものです。

次の市道33074号線（藤岡駅前広場）道路改良事業（藤岡内町）につきましては、用地取得及び事業用地内の電柱移設に不測の日数を要し、工事施工において年度内の完了が見込めないことから、工事請負費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道各号線道路改良事業につきましては、大宮町地内の市道12119号線道路改良工事において、入札の不調により標準工期が不足し、年度内の完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものであり、また川原田町地内の市道13349号線の用地取得においては、県の巴波川河川改修事業に合わせて執行する必要があるため、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費を繰り越すものです。

次の市道22024号線道路改良事業（大平下高島）につきましては、用地取得において工作物等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り

越すものです。

次のページ、9ページを御覧ください。市道61268、61262、61251号線道路改良事業（岩舟静）につきましては、用地取得において建物等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから工事請負費及び物件移転等補償金を繰り越すものです。

次の橋梁長寿命化修繕事業につきましては、星野町地内市道14019号線牛落橋改修工事において、河川の渇水期でなければ施工ができないことにより、標準工期が不足し、年度内の完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものです。

次の市道2098号線（両明橋）橋りょう整備事業（大平榎本）につきましては、県の永野川災害改良復旧事業により架け替える市道橋の建設に際し、市が一部の費用を負担するものであり、工事の着手に遅れが生じ、年度内に精算が見込めないことから負担金を繰り越すものです。

次の3項河川費、河川維持補修事業につきましては、樋ノ口町地内綾川河床整備工事において、隣接関係者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものです。

次の雨水・浸水対策事業につきましては、調節池等の工事に伴う既存河川の改修工事において、渇水期でなければ施工できないことから、発注時期の調整及び標準工期の確保が必要であるため、工事請負費を繰り越すものです。

また、調節池の用地取得においては、用地交渉に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものです。

次の5項住宅費、市営住宅解体事業につきましては、川原田東市営住宅の用途廃止に向けた入居者に対する移転補償について、年度内の完了が見込めないことから、移転補償金を繰り越すものがあります。

以上で一般会計補正予算所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 87ページ、木造住宅耐震化促進事業ということで、この事業が大体どのく

らの件数で見積もってこういうことになって、実際これだけ余ったのか、少し説明をお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 木造住宅耐震化促進事業費のうち、まず耐震診断につきましては、予定が30件のうちに36件ということで増えたものでございましたが、耐震改修の補助金につきましては、当初10件だったものが3件になりました。また、耐震建て替えにつきましては、27件で見えましたものが14件ということでございまして、あとまた市内業者加算等につきましては、15件が8件、とちぎ材加算につきましては15件が2件という結果でございまして、診断については増えたのですが、改修側について申請が少なかったことでこのような状況になりました。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） PRはきちっとやって、件数は来たのだけれども、実行には移らなかったということですか。

○副委員長（市村 隆君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 毎年度PR等いたしておりまして、ホームページでの情報提供や広報とちぎへの掲載、また地域、地域での耐震ローラー作戦等も実施を2回ほどいたしました。その結果、耐震診断は増えたのですが、耐震改修等につきまして、また建て替えにつきましては、その前年度に耐震診断を行って、今年度、耐震改修もしくは建て替えに移行する形なものですから、昨年度の耐震の診断件数が15件ほどだったものですから、その結果がちょっと表れたのかなとは思っております。

ただ、昨年度においてもPR等はしていたのですが、コロナ等の影響がありまして、実際にその耐震ローラー作戦で現地に行ったりとかいうのが、令和2年から4年におきましては現地でできなかったというのもございまして、またイベント等もちょっと自粛というのがございまして、それができなかったのが要因と思われます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 少し余談になって大変申し訳ないのですが、ハードルが高いから踏み切れないというのはないですか。

○副委員長（市村 隆君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 確かに今年度も、あとまた過去においてもなのですが、実態に耐震ローラー作戦で現地の方々とお話をさしあげて、もらっているときに、ちょっと聞きますのが、補助金はあるのだけれども、実際に改修するに当たりまして、それなりの金額がかかると、補助金ではなかなか対応ができないということは聞いております。また、高齢の方でも、やはりお金の捻出が難しいという話も聞いておりますし、あとは建て替えても、次の世代の方が住んでくれ

る人がいないので、なかなかそこに踏み切れないというお話は聞いているのですが、私どもとしましては普及啓発に努めていきたいと考えております。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 逆にハードルは普通ですけれども、いざとなると自己資金がなかなか用意できない。そして、高齢者のために踏ん切りがつかないということなのですか。

○副委員長（市村 隆君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） そういった意見も聞いておるような状況でございます。私どもとしましても、今後、いかに耐震化をしていくかということを、今後、国のほうでも、能登半島地震の検証を踏まえた上で、やはりあそこも耐震化率が低かったということがございました。国のほうも補助の在り方とか、そういうのを今後拡充していこうとか、また別のがいいのではないかと、いろいろ考えてくると思いますので、私どももそれに合わせて早急に対応していきたいと思っております。また、PRも今後していこうかなと思っております。

○副委員長（市村 隆君） よろしいですか。

ほかに。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 8ページお願いいたします。繰越明許費の中で、その原因といいますか、要因となったものが入札の不調によるものだというものが2つほどありました。それ、もうちょっと詳しく、なかなか聞かないものですから、ご説明をもうちょっと詳しくお願いします。

○副委員長（市村 隆君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 入札の不調による繰越しが2件ということで、大宮町地内で、下から2段目に市道各号線道路改良事業、この中で大宮町地内の道路の工事、また中段、そのページの上の1033号線交通安全施設整備事業、こちらでもやはり大宮町地内の工事が2件ございました。こちらにつきましては、一度指名競争入札を行いましたけれども、入札に参加する応札者がおりませんでした。という事案でございます。

それで、その後、いま一度指名業者を、契約検査課と協議し、契約検査課のほうで指名業者をまた選考していただいて、業者の指名の枠を広げて再度入札をしたところなのですが、やはり応札となりませんでしたので、結果、1033号線については2回目で入札結果、落札者が1者ございました。市道各号線で行いましたもう一件の工事については、2度ほど応札者がおりませんでしたので、随意契約を締結し、現在工事を進めているところです。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 事情は分かりました。それは、設定単価といいますか、金額が低かったというか、物価高騰であるとか、あるいは材料等が云々で、とてもその値段ではできないよということ

だったのでしょうか。見積りが低過ぎたということなののでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 応札者がいなかった原因といたしましては、まず一つは、年度末近くの工事となってしまったことで、やはり工事を請け負っている業者が非常に多い時期でございました。そういうことで、技術者が不足したという要因でございます。

あとは、やはり工種にもよりますけれども、幾つかの工種が重なっている工事になりますと、特に舗装工事になりますとやはり集中してしまう。そういうことで、若干その調整ができないという、そういう要因も一つございました。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。人手不足という時代の流れというか、課題になっていることと、あと工事の平準化ということだろうと思いますので、よろしくお願いします。

○副委員長（市村 隆君） ほかにございませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 87ページの急傾斜の説明のときに、何か自治会とか、住民のためという言葉を使ったものですから、その辺、少し細かく説明お願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 急傾斜地崩壊対策事業につきましては、令和元年度より、岩舟町小野寺地内におきまして、令和5年、今年度なのですが、完成を目標に進めていたものでございます。

事業の概要といたしましては、待ち受け防壁工、崩壊土砂防護柵等を実施しておりまして、実際事業が始まる時には地元の説明会を開催いたしまして、その際におきましては、県の事業でございますが、我々栃木市の職員も一緒に同席させていただいて、一緒に開催したということがございました。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 私の取り方が非常にまずかったのかなという、何か住民が、先ほど賛同を得られないのか、お金の負担があるかのように取れたものですから質問しました。ただ、地権者説明会の話ということですね。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 失礼いたしました。私のほうで勘違いしております。これ、負担金といいますのは、県の事業に際しまして、それにかかった地元負担金ということで、栃木市のほうで、地元自治体として支払いした自治体の負担金としまして負担をしているもの

でございます。率にしましては。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 自治体です。栃木市、地元自治体のほうで、全体事業費の20分の1を負担しているというものでございます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 地元ではなく、栃木市の負担金ということですか。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 失礼いたしました。栃木土木事務所管内でおりますと、地元、小山市とか、栃木市とか、野木町とかありまして、その中の呼び方として、地元自治体というふうな扱いしておりまして、私の滑舌が悪くて申し訳ございません。

○副委員長（市村 隆君） 地元自治体ということですね。自治会ではなくて、自治体。

よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 95ページの一番上の市営住宅リフレッシュ事業費ということでお尋ねをいたします。

3,460万6,000円という不用額が出たというみたいな説明だったと思うのですが、全体、当初予算、幾らに対して3,400……。大分大きい感じがしたのですが、結構これぐらいは当たり前の数字なのかどうか。何か異常があったのかなというふうに感じたものですから、お尋ねします。

○副委員長（市村 隆君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

こちら市営住宅リフレッシュ事業費につきまして、工事請負費なのですが、当初予算が1億7,815万6,000円になっております。それで、こちらの補正額につきましては、市営住宅3件分の工事請負費の入札の差金と、あわせまして、実は工事の内容を一部変更しまして、その変更額も含めた補正ということになります。

具体的に少し説明させていただきますと、変更の内容につきまして一番大きいものが、アスベストの除去の工法を少し変えました。その変えたことによって、実は2,800万円ほど減額になりました。入札の差金と合わせてこの金額、3,400万円ということで、少し大きいのですが、その金額の補正ということでございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） アスベストと、あと3件減ったということで、分かりました。これは定期的に今年度も上がってくるみたいですね、予算に。毎年こういうことが大体、こういうことという

のは、この事業がずっとこれからも行われていくということでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 市営住宅のリフレッシュ事業につきましては、市営住宅の長寿命化計画に基づきまして計画的に市営住宅の改修工事を行っていきます。期間的には、今、計画上10年間ですので、令和14年度までにおいて市営住宅の改修工事を随時行っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） ほかにございますか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） ページ数でいきますと78、79ページです。環境衛生費で、水道事業会計補助金を6,700万円戻すというお話のご説明が、電力高騰の補助金をお返しするということでしたので、ただでさえやりくりの苦しい水道事業会計の中で、電力高騰の部分での戻すというお話が、ちょっと違和感を感じたものですから、ご説明をお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） お答えいたします。

こちらにつきましては、国の補助金、交付金を使いまして、それで電力高騰分について補助を一般会計から水道事業が受けるというものでございますが、当初の見込みよりも電力費高騰が少なかったということです。実際要因としては幾つかあると思うのですが、省電力の機械等を導入しているというのもあるのですが、単価自体が昨年度、令和4年度に比べて令和5年度はかなり安くなっています。そのため支出額が少なくなっているために、補助を受けてもそこに充てることができないということです。収入のほうといたしますか、一般会計からしますと水道事業への補助金、電力に充てる補助金を少なくする。減額するという補正となっております。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 令和6年度の予算ですと540万円ぐらいのところが増えられているので、これは後の話になるかもしれないですけども、そのぐらいの金額というのが現状の支援の額になってくるところの理解なのでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 水道のほうは、当初1億1,750万円の補助を受ける予定でしたが、令和5年度につきまして6,700万円減らして5,050万円ぐらいの上がり幅というか、電力高騰分と見込んでおります。そのような形の補正となっております。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はございますか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 89ページの今泉線の物件移転の補償の増額なのですけれども、これ、1件分で2,900万円ということで、なかなか移転が進まなかったところの補償という認識でよろしいですか。

○副委員長（市村 隆君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） お答えいたします。

今泉泉川線の補償金につきましては、来年度予定している方と話合いを進めている中で、国のほうの1次補正、国の大型の補正の1次補正で、来年度の前倒し分としていただけることになりましたので、平成6年度に予定していた方の用地買収に当たる移転補償金を補正として……

〔「令和」と呼ぶ者あり〕

○道路河川整備課長（増山輝之君） すみません。令和6年度に予定している予算の前倒しとして、令和5年度中に国のほうの交付金をいただいて充当して契約を進めていくというものでございます。

交渉、話合いにつきましては、それぞれ継続して行っている方ございまして、来年度の移転に合わせても同じようにお話合いをしているところです。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 前倒しでいただけるということになった前例というか、そういうものは今まであったのでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 今年度につきましても、別の事業、交通安全施設整備事業で、令和5年度の予算の前倒しとして、やはり国の補正予算で先にいただいて、実際繰越しになりますけれども、継続的に契約が結べるような前倒しということで対応させていただいております。

○副委員長（市村 隆君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今の件は承知いたしました。

それに伴って、今のことと国の前倒しでいただいたということも含めてなのですが、予定額より、ちょっとページ数が出てこない。歳入の部分で減額があったと思うのです。予定よりいただけなかったということで何件かあったのですけれども、ちょっと探してみます。減額補正。歳入で。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（古沢ちい子君） そうですね。申し訳ありません。

53から55ページのところで随分減額になっている。この予定額よりというところの見積りの部分は、やっぱり交付額の決定が不足でなったと思うのですけれども、そこら辺の見込みと言ったらおかしいのですけれども、予定があったことに対して交付額が減額になったということの認識はどの

ように算定、計算しているのか、教えていただければと思います。幾つもあるから。すみません。

○副委員長（市村 隆君） では、項目ごとでよろしいですか。

増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） 私ども道路の事業では、今回、交付決定額に合わせての減額というのはございませんが、例年といいますか、減額等ありますので、道路事業等においては、やはり前年度に対して国のほうの補助金、交付金の枠組みというものがございまして、それに合わせるような形で予算編成を行っているところなのですが、そこでやはり増減がございまして、あとそれに合わせて事業の実施状況等鑑みた上で事業間で調整するなど、そういうことでの減額等をする年もございます。

あと、今回説明させていただきました住宅費補助金については、交付決定額に合わせてということですので、担当課長から説明いたします。

○副委員長（市村 隆君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

例えば市営住宅のリフレッシュ事業なんかですと、当初、要望といいますか、要求していた額の国費が大体8割程度、八十数%ということで、少し減らされて、満額ではなくて、その率で交付されるということで、その分、減額ということで対応させていただきました。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 防災安全交付金などにつきましては、先ほども申し上げましたのですが、耐震の補助になりまして、一応我々としましては、昨年度の件数と同等の件数を国費側へ要求しているような状況でございます。また、実績のほうも若干少なくなっているのですが、件数が来るといえるのは、やはりどうしても見込みもあるものですから、若干多めの件数というような形で対応はしているような状況でございます。

○副委員長（市村 隆君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 各課、ありがとうございました。

交付決定というのは前年の実績に伴うということなので、その辺はしっかりと実行していただきながら、交付につながるようによろしくお願いしたいと思います。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○副委員長（市村 隆君） ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 42 分）

○副委員長（市村 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 55 分）

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第 6、議案第17号 令和 5 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 引き続きよろしく願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第17号 令和 5 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の33ページをお開きください。令和 5 年度栃木市の平川産業団地特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第 1 項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 億 3,308 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,882 万 4,000 円とするというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

第 2 条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表、繰越明許費によるというものであります。

第3条は地方債の補正でありまして、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるというものです。

次のページをお開きください。第1表は歳入歳出予算の補正でありまして、34ページが歳入、35ページが歳出となっております。

次に、36ページの第2表は繰越明許費でありまして、繰越額を8,826万8,000円とするものであります。

続きまして、37ページをお開きください。第3表は地方債補正（変更）でありまして、表の上段が補正前、下段が補正後で、起債の限度額を11億1,420万円から5億8,500万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

歳入歳出予算の補正について、初めに歳出から説明いたしますので、恐れ入りますが、補正予算書の220、221ページをお開きください。1款1項1目土地区画整理事業費の補正額は5億3,236万1,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた時間外勤務手当等の職員手当等について、不用額が見込まれるため補正するものであります。

次の平川土地区画整理事業費につきましては、委託料において積算内容を精査し、当初の予定額よりも低い金額で契約できたこと、工事請負費において、下流との調整により水路工事を次年度に見送ったこと、また土地購入費におきまして、当初計画よりも取得が見込めないこと、さらに物件移転補償費において、工場移転に際し、建設資機材の供給状況により契約が見込めないことなどから、事業費を減額するものであります。

次のページをお開きください。2款1項2目公債費利子の補正額は72万円の減額で、右の説明欄、市債償還利子につきましては、昨年度の借入金の減少及び金融機関から低い利率で借入れできたことによるものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、補正予算書の218、219ページをお開きください。3款1項1目一般会計繰入金の補正額は388万1,000円の減額で、右の説明欄、一般会計繰入金につきましては、平川土地区画整理事業費の職員人件費の減額及び市債利子の減額によるものであります。

次の6款1項1目土木債の補正額は5億2,920万円の減額で、右の説明欄、地域開発事業債につきましては、平川土地区画整理事業費の起債対象事業費の減額によるものであります。

続きまして、繰越明許費について説明いたしますので、補正予算書の36ページをお開きください。平川土地区画整理事業の繰越明許額8,826万8,000円につきましては、建物や電柱等の移転に時間を要しまして年度内の完了が見込めないことから、工事請負費、上下水道負担金、物件移転等補償金を繰り越すものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）についての説明

を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 228ページ、229ページの地域開発事業債の現状とといいますか、経緯とといいますか、これについてお伺いいたします。

右側のページに増減見込みで起債が今年度5億8,500万円で、償還見込みが4,420万円で、令和5年度末で現在高が11億9,900万円ありますが、その辺の内容について、ちょっとかみ砕いて教えていただければありがたいと思います。

○副委員長（市村 隆君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） ご質問にありました起債見込額につきましては、今年度の事業費、使いました事業費に対しまして、今後、借り入れる額を計上してございます。元金償還見込額につきましては、これは既に事業を行った分でありまして、令和3年度に下野農協のほうから借り入れしました元金の償還が始まりましたので、その金額4,420万円のほうを計上させていただきました。

実際には令和4年度分のほうも借り入れは進んでいまして、足利銀行のほうから借り入れはしておりまして、そちらのほうはまだ元金のほうの償還は始まっていませんけれども、今年度は利息のほうの償還が令和5年度予算のほうでしてまいりました。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 221ページ、平川土地区画整理事業費の5億2,900万円というの、少し説明をお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 土地区画整理事業の減額に関しましては、補正予算の221ページの細節の欄に記載されました委託料、工事請負費、土地購入費、移転補償費が減額の対象であります。

具体的には、委託料につきましては、物件調査算定や画地確定測量を実施しましたが、こちらの

契約金額が当初予算よりも低く契約できたことが挙げられます。また、工事請負費につきましては、調整池の放流先となります水路につきまして、下流との調整に時間を要してしまして、一応次年度に整備のほうを見送ったということが大きく影響している形となっております。

さらに、土地購入費に関しましては、これまでも地権者のほうと土地売買の交渉をさせていただいてきているところなのですが、まだ売却意識のほうがそこまで整っていないという形から、当初計画よりも取得が見込めないということで、今回減額のほうさせていただきたいというものがあります。

移転補償につきましては、工場の移転に際しまして、やはり建設資機材のほうの需給状況によりまして、なかなか相手方のほうで契約のほうに至らないという形になっておりますので、こちらのほうは引き続き交渉してまいりたいというような形で予定分を減額で計上させていただいております。

土地購入や移転補償に関しましては、引き続き関係権利者の皆様とコミュニケーションを図りながら、理解が得られるよう努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今説明の中で、土地と物件移転のことを言われたのですが、これで土地というのは、まず大体何%ぐらい決まっているのですか。

○副委員長（市村 隆君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 用地取得に関しましては、大体16ヘクタール、従前地、16ヘクタールの見込みに対しまして、現在7割ほどですか、進捗率で7割の進捗率、令和5年度末で7割となっております。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 土地の場合は、あと3割残っているということ。この3割の中で、発表できなければいいのですが、これで件数的に何件ぐらいあるのですか。

○副委員長（市村 隆君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 基本的に、中には貸したいという方もいらっしゃるのですが、市とすればできるだけ取得して、産業用地として企業のほうに分譲していきたいというふうに考えています。地権者で申しますと9名程度ですか。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今、9名程度と言われたのですが、貸したいというのは何名ぐらいですか。

○副委員長（市村 隆君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 全員の方が、今のところは手放したくないという意向がございます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今までの栃木市の産業団地の中で、土地を賃貸で産業団地をつくっているというのは過去にあるのですか。

○副委員長（市村 隆君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 多分賃貸というのではないと思います。今回、平川につきましては、産業団地という形でもともと整備が始まっているのではなくて、都賀町のほうで土地利用という形から入りまして、合併後に、ここの地区の土地利用をどうしたらいいという形で、最終的には産業団地という形で、今、土地利用が始まってきていますので、ちょっと地権者の合意形成がそもそもがそういった形で進んでこなかったのが今要因になっているのかなというふうには考えております。ただ、引き続き交渉はしてまいりたいというふうには考えております。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 賃貸となると、企業誘致の中で企業が多分びびると思うのです。その辺を全力投球して、実を言いますと解消していかないと、借りた土地を産業団地というのは多分あり得ないのかなという気がします。

それと、一問一答で大変申し訳ないのですが、この中に住宅地の移動というのは、もう解決済みなのですか。それとも、幾らか残っている部分というのはあるのですか。

○副委員長（市村 隆君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 昨年の10月に一応仮換地指定のほうをさせていただきました。それで、住宅地のほうも移転先が決まりましたので、10月以降、補償契約を随時させていただいています。まずは調整地を先に造りたいものですから、調整地のあるほうの物件の移転を今年度は進めてまいりました。来年度は県道側のほうの住宅について物件移転補償契約をさせていただいて移転を進めていく予定で進めております。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 住宅物件というのは100%クリアができるということですか。

○副委員長（市村 隆君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） はい、そのように進めてまいりたいと思います。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第17号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第7、議案第18号 令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第18号 令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の233ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、第1条の総則で、令和5年度栃木市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。収入ですが、第1款第2項営業外収益を6,700万円減額補正いたしまして、2億6,737万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、第3条を御覧ください。第3条、他会計からの補助金でございます。先ほどご承認いただきました一般会計からの電力価格高騰補助5,050万円として、水道事業への補助金額を6,606万5,000円に補正するというものでございます。これにつきましては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した水道事業の電力費高騰補助につきまして、今年度、動力費の執行見込みが当初よりも少なくなることが見込まれるため補正減を行うというものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書240ページを御覧ください。令和5年度栃木市水道事業会計補正予算実施計画、241ページ、令和5年度栃木市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、242、243ページ、令和5年度栃木市水道事業予定貸借対照表でございますが、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第8、議案第19号 令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第19号 令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書235ページを御覧ください。今回の補正につきましては、第1条の総則は、令和5年度栃木市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきまして、下の表を御覧ください。収益的収入ですが、第1款第2項営業外収益を6,700万円増額補正いたしまして、26億8,612万5,000円とするものとなります。

内容につきましては、第3条を御覧ください。第3条、他会計からの補助金でございます。一般会計からの電力価格高騰補助を7,350万円として、下水道事業への補助金額を6億2,245万8,000円

に補正するというものでございます。これにつきましては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した下水道事業への電力費高騰補助につきまして、先ほど一般会計の補正でもありましたように、今年度、動力費の執行見込みが当初よりも150万円少なくなることが見込まれるための減額と、既に12月議会におきましてご承認いただきました一般会計予算の支出のほうでご承認いただきました流域下水道維持管理負担金に含まれる電力高騰分につきまして、6,850万円の補助を受けるという増額の差引きで6,700万円を増額し、7,350万円にするというものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の246ページを御覧ください。令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算実施計画、247ページ、令和5年度栃木市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、248、249ページ、令和5年度栃木市下水道事業予定貸借対照表であります。これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第49号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第9、議案第49号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第

10号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長(瀬下敏行君) それでは、ただいまご上程いただきました議案第49号 令和5年度
栃木市一般会計補正予算(第10号)のうち、所管関係部分についてご説明いたします。

歳入について説明いたしますので、補正予算書の6、7ページをお開きください。14款1項7目
4節公園使用料の補正額は5,416万5,000円の増額であります。説明欄の公園使用料及び公園使用料
過年度分につきましては、岩舟総合運動公園のサッカースタジアム設置に係る令和2年度から本年
度までの4年間分の使用料を請求するため増額するものであります。

以上で一般会計補正予算所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○副委員長(市村 隆君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(市村 隆君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(市村 隆君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(市村 隆君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第49号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(市村 隆君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○副委員長(市村 隆君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前 11 時 21 分)